

※展示担当資料(翻刻)

①「岩井家入門誓紙案文」2-20

【端裏書】此方の門弟衆、他国の人を  
当家へ誓盟させられる節  
の誓紙の下書

謡 東?

起請文前書

(一)、私儀、観世流を大望し、貴家の門弟を願ったところ

一、私儀、観世流大望二付、貴家御門弟二御願申候処

(二)許容くださり、忝く存じます。

御許容被下忝存候。

(一)、観世流のほか、他流の謡を用いませぬ。また、覚書などは他人は

一、観世流之外、他流を用申間鋪候。尤覚書等他人

(申すに及ばず、親子兄弟といえども、一切他見他言はしないこと。)

者不申及、雖為親子兄弟一切他見他言仕間敷候事。

(付筋が悪いものへの指南はしないこと。)

付筋悪敷者へ指南間敷候事。

(一)、師家の伝授がない間は、習い事のようなこと事は一切しませぬ。

一、師家御伝授無之内、習事かましき儀、一切仕間鋪候。

(総じて、御流儀を大切にすること。)

惣而御流儀大切二可仕候事。

(右の条々に違反したら、忝くも)

右之條々於相背者忝茂

(梵天帝釈、四大大王、総じて日本国中六十余州の大小の神祇、伊豆と)

梵天帝釈、四大大王、惣而日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆

(箱根両所の権現、三嶋大明神、□□大菩薩、天満大自在天神)

箱根両所之権現、三嶋大明神、□□大菩薩、天満大自在天神、

(春日大明神の部類眷属の神罰、冥罰をおのおのから受けるものなり。よって)

春日大明神、部類眷属神罰、□□罰各可罷蒙申者也。仍而

(神に誓うこと前記の通り。)

起請如件。

年号月日

何之国 何郡何村之住

姓名 実印  
名乗 書判

岩井貞之丞殿

岩井七右衛門殿

取次 何之誰殿

②「誓紙ならびに一札等の案文」1-04

【包紙】

天明六年十月

誓紙并一札共案紙 東?

【端裏書】

当家之孫弟子、此方へ直二

弟子二なられ候節の

一札の下書。

謡 東?

一札之事

(一)、拙者儀、貴家御門葉の誰殿に取立てもらつたものです。

一、拙者儀、貴家御門葉何之誰殿取立二而有之候。

(さらに、貴殿へ御相伝を願つたところ、ご承知くださり)

猶又貴殿江御相伝御願申候処、御承知被成下

(お取立ての列に加えていただき、忝く存じております。そうなたたからは、○氏(↓師匠の名へ差し)

御取立之列二御加へ被下、忝存候。然ル上者、何氏江差

(入れました下神文前書の通り、諸事かたく慎み芸道について)

入候下神文前書之通、諸事堅相慎芸道之儀

(御当家からの指図に違反しません。以上の通りです。)

御当家より之御差図少茂違背仕間鋪候。仍而如件。

年号月日

国所何住人

何之誰

名乗 書判

岩井貞之丞殿

岩井七郎右衛門殿

何之誰殿

③「寛政三年十二月小野藤助より岩井貞之丞ならびに岩井忠助あて起請文」2-12

【端裏書】

寛政三<sup>辛</sup>十二月八日

取次 松山源八郎  
小野藤助

(起請文の事)

起請文之事

(一、謡の大事、故実相伝、並びに秘密の御本を借用しますこと過分に)

一、謡之大事故実相伝并秘密之御本借用仕候段、過分

(存じます。そうであるからには、一言といえども貴殿より伝授したことは、他人は)

存候。然ル上者、御一言<sup>三</sup>も貴殿より致伝授候儀、他人

(申すに及ばず、たとえ兄弟・親類といえども、いささかも他言しないこと。)

者不申及、雖為兄弟親類毛頭他言仕間鋪候事。

(一、御本、謡之秘書に至るまで、まったく刊行してはならず、勿論、他)

一、御本謡之秘書<sup>二</sup>至迄、曾而以板行<sup>二</sup>仕間鋪、勿論他

(人に見せるなど決してしないこと。)

見杯努々致間鋪候事。

(一、御本を願望む者がいたならば、幾度も辞し、その上で)

一、御本懇望之仁於有之者、幾度茂辞、其上深執心<sup>三</sup>而無

(深く執着し、いい加減でない心底が確認できるならば、必ず誓詞をさせ、相談すること)

麤抹心底於見届申者、急度誓詞させ談合可申事。

(一、御流儀を習い願ひながら、みだりに謡いを崩し、我流を立ててはいけない。)

一、御流儀を習守ながら、漫に謡崩し、我流を立申間鋪。

(また、他の師匠を取ってはならない。)

尤他之師を取間鋪候事。

(一、御相伝の通り、御流儀を守りますうえは、他流を好んでそれを主とし用い)

一、御相伝之通、御流儀を相守候上者、他流を好み宗とし用

(学ぶことはしないこと。)

学致間敷候事。

(一、私が亡くなるか、もし謡いを止めるならば、御直シ本、ならびに写した本も秘書なども)

一、私相果候敷、若謡相止候者、御直シ本并写候本其秘書共、

(一、返却すること。)

悉く返戻可申事。

(右の条に違反するものは)

右之條々於違背者

(梵天釈、五道冥官、焰魔法皇、伊勢天照太神、)  
梵天釈、五道冥官、焰魔法皇、伊勢天照太神、

(伊豆、箱根両所の権現、天満天神、松尾、平野、稻荷)

伊豆、箱根両所之権現、天満天神、松尾、平野、稻荷

(祇園、賀茂、春日、総じて日本国中の神々罰を受けるものなり。)

祇園、賀茂、春日、惣而日本国中神々之蒙御罰可申者也。

(よって、神への誓いは以上の通り。)

仍起請文如件。

寛政三<sup>辛</sup>十二月

小野藤助

英棟(花押)

岩井貞之丞 殿

岩井 忠助 殿

④2-01【謡指南相統願案文】2-01

【端裏書(朱書)】入まじき一札の下車なから加へ置ク

一札

(一、私儀、貴家の門弟になり、年来謡を執行してまいりました。)

一、私儀、貴家御門弟<sup>二</sup>相成、年来謡執行仕罷在候。

(そうしたところ、このたび謡指南をこれからの渡世として相統したく)

然ル処、此度謡指南を以、以後渡世相統仕度候段、

(お願いしたところお聞き届けくださり、御家元様へもお願いして)

御頼上御聞届被下、御家元様江茂御願被

(くださり、貴家の御取立てのおかげで、さっそく弟子もでき、おいおい)

下候上、則貴家御引立を以早速弟子も出来、追々

(相統????子孫に限り、忝き次第でございます。その上は)

相統可申誠重恩之程子孫之限、忝次第二存候。然ル上ハ

(貴家の子孫へ、万事なお私の子孫どもがいつまでも粗略にし)

貴家御子孫へ、對シ猶子孫共いつ迄も鹿略仕間

(ません。おのずと後年繁盛できたとしても、強く慎んで)

鋪候。自然後年繁昌仕候得者、別而高恩之儀無

(忘れることなく貴家を大切にすることももちろんです。私の子々孫々に至り)

亡却貴家大切ニ可仕儀、勿論ニ御座候。私子々孫々ニ至

(芸道に関することは、小さなことでも貴家へうかがい)

芸道ニ抱候儀ハ、聊の事たり共、貴家へ御伺

(必ず指図をうけます。実意を忘れ自身)

申上御差図に洩し申間鋪候。実意を忘、自身

(高慢になり、貴家御当人を侮蔑し、また自分勝手をして)

高慢仕、貴家御当人を蔑に申、且自分勝手を仕

(あるいは貴家え隠し事などしたままで、またはわがままに暮らすことは)

或ハ貴家江押隠シ候儀などいたし置、又ハ我意ニ暮

(いたしません。このことはかたく守ること、子孫へも申し伝えます。)

候儀仕間鋪、此段堅ク相守可申旨、子孫江可申伝候。

(万一、子孫のなかでこれを知らないもので、この申し伝えを聞かないと)

万一子孫の内不所存者有之、右申伝ハ承らす杯

(言い、貴家へ対して不届きをした場合は、いかようでも思召し)

被申立、貴家江對シ不届等仕候ハ、如何様共思食

(次第になさってください。また御家元様へも不行き届き者と言う)

次第二被成可申候。将又 御家元様へも不行跡者と申

(ことは、この一札を以て申し上げ、いかようなるお答めをおっしゃられようとも、私が)

儀ハ此一札を以被仰上、いか様共御答被為仰付可被下、私

(死んだあとでも、いつさい恨みに思いません。後日の一札を同様です。)

死後たり共、聊御恨ニ奉存間敷候。為後日一札仍而如件。

年号月日 何之誰殿

何国 何之誰 実印

名乗 書判

(この一札の案紙は今回井上次郎衛門殿の願いで、天明四年三月)

(朱書)此一札案紙ハ今般井上次郎衛門殿、御頼ニ付、天明四申辰年三月

(十五に作ったもので、井上氏にもこれを送った。以後、おなじようにするとおっしゃったので)

十五日こしらへ、井上氏へ遣候。以後一統如此有度由仰られ候ゆへ爰に

(控えをとっておいたが、同じような例はなく、同じことでもこの場合は取立家の威光も)

ひかへ置候得共、前々此趣も無之、同じくハ是ハ取立家之威光も

(薄いので、この一札を取らなくても、子孫代々まで尊敬するようになりたいことが)

薄ク、此一札を取不申共、子孫代々先方より尊敬有申様ニ有度事

(大切なことである。そむくようなことになれば、ひおつはこちらの仕方がよくないことから起こることもあるか)

肝要也。背かれ候様ニ相成候ハ、一ツハ此方の仕様も不宣より起り候歟。